

平成23年10月31日

各保健福祉事務所長 殿

保健医療部長

ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について（通知）

このことについて、平成23年10月20日付け健発1020第4号にて厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので送付します。

なお、各市町村長、（社）神奈川県医師会長及び（社）神奈川県病院協会会長あて別途通知していますことを申し添えます。

問い合わせ先

健康危機管理課

感染症対策グループ 中西

電話 045-210-4793

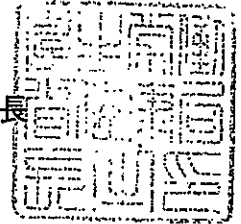
ファクシミリ 045-633-3770



健発1020第4号  
平成23年10月20日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について（平成22年11月26日健発1126第8号同職通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」において、別途通知するとされた基準単価については、4ヶ月毎を目安に改定することとしているが、平成24年1月1日から適用する単価は下記のとおりとする。

記

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1. 子宮頸がん予防ワクチン | 15,939円 |
| 2. ヒブワクチン      | 8,852円  |
| 3. 小児用肺炎球菌ワクチン | 11,267円 |

注1：上記単価については、ワクチンの実勢価格を調査した上で、4ヶ月毎を目安に改定する。この場合の改定単価の提示は、その適用3ヶ月程度前に行う。

注2：各市町村における基準単価の適用については、市町村の当該年度の事業開始日における基準単価を通年で適用する。

